

所得の種類と計算方法

所得とは、収入金額から必要経費を差し引いた金額です。給与・公的年金等については、それぞれ収入金額から給与所得控除額・公的年金等控除額を控除します。

所得の種類		計算方法
事業所得 (営業・農業)	自営業、農業など	収入金額－必要経費
不動産所得	家賃、地代など	収入金額－必要経費
利子所得	公社債、預貯金の利子など	収入金額＝所得金額
配当所得	株式や出資の配当など	収入金額－株式等の取得に要した負債の利子
給与所得	給料、俸給など	収入金額－給与所得控除額（※1）
雑所得	公的年金等	国民年金、厚生年金など 収入金額－公的年金等控除額（※2）
	業務	原稿料、その他副収入 収入金額－必要経費
	その他	個人年金など他の所得にあてはまらないもの 収入金額－必要経費
一時所得	賞金、懸賞当せん金、生命保険等の満期返戻金・解約金など	収入金額－必要経費－特別控除額
譲渡所得 (総合課税分)	機械・ゴルフ会員権等 資産を譲渡した場合の所得	収入金額－必要経費－特別控除額

上記以外に、山林所得・退職所得・分離課税の譲渡所得（土地・建物・株式等の譲渡所得）・先物取引等に係る雑所得などがあります。

非課税所得

下記のような所得は、非課税所得として区別され、個人町県民税の課税対象にはなりません。

【例】

- ・遺族年金、障害年金など
- ・損害保険金、損害賠償金、慰謝料など
- ・雇用保険失業給付
- ・災害支援金、災害見舞金

●給与所得の計算表（令和3年度（令和2年分）から）（※1）

給与収入金額	給与所得の金額
550,999円以下	0円
551,000円～1,618,999円	収入金額 - 550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円（定額）
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円（定額）
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円（定額）
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円（定額）
1,628,000円～1,799,999円	収入金額 ÷ 4 = A（千円未満切捨て） A × 2.4 + 100,000円
1,800,000円～3,599,999円	収入金額 ÷ 4 = A（千円未満切捨て） A × 2.8 - 80,000円
3,600,000円～6,599,999円	収入金額 ÷ 4 = A（千円未満切捨て） A × 3.2 - 440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入金額 × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000円以上	収入金額 - 1,950,000円

※令和2年度（令和元年分）までの計算については国税庁ホームページでご確認ください。

【給与所得の計算例】

給与収入が400万円の場合

400万円 ÷ 4 = 100万円（A）

100万円（A） × 3.2 - 44万円 = 276万円

給与収入が400万円の場合、給与所得は276万円となります。

●公的年金等に係る雑所得の計算表（令和3年度（令和2年分）から）（※2）

≪65歳以上≫

公的年金等の 収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が、		
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
3,300,000円未満	収入金額 - 1,100,000円	収入金額 - 1,000,000円	収入金額 - 900,000円
3,300,000円～ 4,099,999円	収入金額 × 0.75 - 275,000円	収入金額 × 0.75 - 175,000円	収入金額 × 0.75 - 75,000円
4,100,000円～ 7,699,999円	収入金額 × 0.85 - 685,000円	収入金額 × 0.85 - 585,000円	収入金額 × 0.85 - 485,000円
7,700,000円～ 9,999,999円	収入金額 × 0.95 - 1,455,000円	収入金額 × 0.95 - 1,355,000円	収入金額 × 0.95 - 1,255,000円
10,000,000円以上	収入金額 - 1,955,000円	収入金額 - 1,855,000円	収入金額 - 1,755,000円

《65歳未満》

公的年金等の 収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が、		
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
1,300,000円未満	収入金額 - 600,000円	収入金額 - 500,000円	収入金額 - 400,000円
1,300,000円～ 4,099,999円	収入金額 × 0.75 - 275,000円	収入金額 × 0.75 - 175,000円	収入金額 × 0.75 - 75,000円
4,100,000円～ 7,699,999円	収入金額 × 0.85 - 685,000円	収入金額 × 0.85 - 585,000円	収入金額 × 0.85 - 485,000円
7,700,000円～ 9,999,999円	収入金額 × 0.95 - 1,455,000円	収入金額 × 0.95 - 1,355,000円	収入金額 × 0.95 - 1,255,000円
10,000,000円以上	収入金額 - 1,955,000円	収入金額 - 1,855,000円	収入金額 - 1,755,000円

※令和2年度（令和元年分）までの計算については国税庁ホームページでご確認ください。

【公的年金等に係る雑所得の計算例】

※いずれも公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合

①65歳以上の方で公的年金の収入金額が300万円の場合

$$300\text{万円} - 1,100,000\text{円} = 1,900,000\text{円}$$

②65歳未満の方で公的年金の収入金額が300万円の場合

$$300\text{万円} \times 0.75 - 275,000\text{円} = 1,975,000\text{円}$$

所得金額調整控除

令和3年度以降、下記の1または2に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除額を控除します。

1. 給与等の収入金額が850万円を超え、下記の1～3のいずれかに該当する場合

- (1) 本人が特別障害者
- (2) 年齢23歳未満の扶養親族を有する
- (3) 特別障害者である同一生計配偶者を有する
- (4) 特別障害者である扶養親族を有する

$$\text{所得金額調整控除} = (\text{給与収入 (1,000万円が限度)} - 850\text{万円}) \times 10\%$$

2. 給与所得及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、その合計額が10万円を超える場合

$$\text{所得金額調整控除} = (\text{給与所得} + \text{公的年金等雑所得}) - 10\text{万円}$$

それぞれ10万円を限度